

令和 5 年度

第 1 回 対馬市 SDGs 推進本部

日時:令和 5 年 5 月 8 日(月)部長会議終了後

場所:対馬市交流センター3階第 1・第 2 会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. SDGs 推進本部長挨拶
3. 議事
 - (1)SDGs 推進本部と市民協働(共働)推進本部の統合について
 - (2)SDGs 推進員制度について
 - (3)対馬 SDGs パートナース登録制度及び対馬 SDGs プラットフォームについて
 - (4)SDGs 推進に関する連携協定の締結について
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 SDGs 推進本部と市民協働(共働)推進本部の統合について
資料2 SDGs 推進員制度について
資料3 対馬 SDGs パートナース登録制度及び対馬 SDGs プラットフォームについて
資料4 SDGs 推進に関する連携協定の締結について
参考資料1 推進本部設置要綱改正案(新旧対照表)
参考資料2 対馬市 SDGs 推進員設置要綱
参考資料3 対馬市 SDGs パートナース登録制度実施要綱
参考資料4 対馬市 SDGs プラットフォーム設置要綱

SDGs 推進本部 構成員

本部長	比田勝尚喜	市長
副本部長	俵 輝孝	副市長
副本部長	中島 清志	教育長
本部員	木寺 裕也	総務部長
本部員	伊賀 敏治	しまづくり推進部長
本部員	村井 英哉	観光交流商工部長
本部員	舎利倉政司	市民生活部長
本部員	田中 光幸	福祉部長
本部員	桐谷 和孝	保健部長
本部員	黒岩 慶有	農林水産部長
本部員	内山 歩	建設部長
本部員	勝見 一成	会計管理者
本部員	日高 勝也	水道局長
本部員	原田 武茂	中対馬振興部長
本部員	原田 勝彦	上対馬振興部長
本部員	主藤 庄司	消防長
本部員	扇 博祝	教育部長
本部員	國分 幸和	議会事務局長
庶務	財部 仁	SDGs推進課長

(1)SDGs 推進本部と市民協働(共働)推進本部の統合について

SDGs の達成には市民・市民活動団体・企業と市との協働(共働)は必要不可欠な手法であり、市民協働推進に関する計画・施策は SDGs すべてのゴールに紐づくため、市民協働(共働)推進本部を SDGs 推進本部へ統合し、より総合的・効果的・効率的に施策を推進する。

区分		SDGs 推進本部 R2. 10. 1 設置	市民協働(共働)推進本部 H20. 9. 1 設置
目的		SDGs の達成に向けた方針及び取組を全庁的に共有し、総合的かつ効果的に推進するため	市民・市民活動団体・企業と市との協働(共働)推進施策を、全庁的な連携のもと、総合的に推進するため
所掌事務 下線・太字は改正予定部分		(1) SDGs の推進に係る情報の収集及び共有に関すること。 (2) SDGs の推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画 及び協働 に関すること。 (3) SDGs の理念に基づく施策の調査研究に関すること。 (4) SDGs の理念に基づく具体的な施策の取組及びその進捗管理に関すること。 (5) その他 SDGs の達成に向け必要と認められる事項に関すること。	(1) 施策の推進に関すること。 (2) 施策推進のための計画及び施策の検討に関すること。 (3) 施策推進のための計画の進行管理に関すること。 (4) その他必要な事項に関すること。
組織構成	本部長	市長	副市長
	副本部長	副市長、教育長	-
	部会員	総務部長、しまづくり推進部長、観光交流商工部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、農林水産部長、建設部長、 会計管理者 、水道局長、中対馬振興部長、上対馬振興部長、消防長、教育部長、議会事務局長	総務部長、しまづくり推進部長、観光交流商工部長、市民生活部長、福祉部長、保健部長、農林水産部長、建設部長、水道局長、中対馬振興部長、上対馬振興部長、会計管理者、消防長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長
部会	名称	作業部会	ワーキング部会
	構成	しまづくり推進部長、構成部局次長又は課長、担当	市民協働推進員
庶務		しまづくり推進部 SDGs 推進課	しまづくり推進部

(2)SDGs 推進員制度の新設と市民協働推進員制度との統合について

市民、地域団体、学校、企業等各主体とのパートナーシップを形成し、全庁的な SDGs の取り組みを加速化させるため、全部局に「SDGs 推進職員」を設置。SDGs推進職員が SDGs アクションプランの重点アクション等に関しプロジェクトチームを組み、研修会やワークショップを通じて、それぞれの業務の効率性や同時解決性を高める。

区分	SDGs 推進員 R4. 9. 30 設置	市民協働推進員 H24. 6. 1 設置
目的	SDGs の達成に向けた取組を推進するため、部局横断的な連携及び各部局の関係市民等との協働等の中心的な役割を担う職員として、SDGs 推進員を配置	市民、NPO 法人等との協働に向けた取組を推進するため、全庁的に協働を推進する体制づくりの中心的な役割を担う職員として、市民協働推進員を設置
職務	(1) 対馬市 SDGs アクションプランのうち、部局横断的な連携が必要となる事業推進に関すること。 (2) 各部局の関係市民、関係団体、関係企業等への SDGs 関連情報の提供及びパートナーシップ形成に関すること。 (3) 各部局における SDGs アクションの推進及び進捗管理に関すること。 (4) 各部局における SDGs 関連情報の収集及び職員への周知に関すること。 (5) その他 SDGs の達成に向けて必要と認められる事項に関すること。	(1) 市民、NPO 法人等からの提案や問い合わせ等への主たる対応 (2) 協働に関する各種情報収集及び職員への情報提供 (3) 各職場における協働に関する庁内調査の取りまとめ (4) 対馬市市民協働(共働)推進本部ワーキング部会員としての職務
設置対象部署	総務部、しまづくり推進部、観光交流商工部、市民生活部、福祉部、保健部、農林水産部、建設部、水道局、中対馬振興部、上対馬振興部、消防本部、教育委員会事務局、議会事務局	総務部、しまづくり推進部、観光交流商工部、市民生活部、福祉保険部、健康づくり推進部、農林水産部、建設部、中対馬振興部、上対馬振興部、教育委員会
選任	配置対象部局ごとに主任以上の職にあるもの1名以上	設置対象部署ごとに係長以上の職にあるもの1名
支援体制	推進員が職務を遂行する上で、各種情報の提供及び研修の開催等の必要な支援を行う	同左
庶務	しまづくり推進部 SDGs 推進課	しまづくり推進部

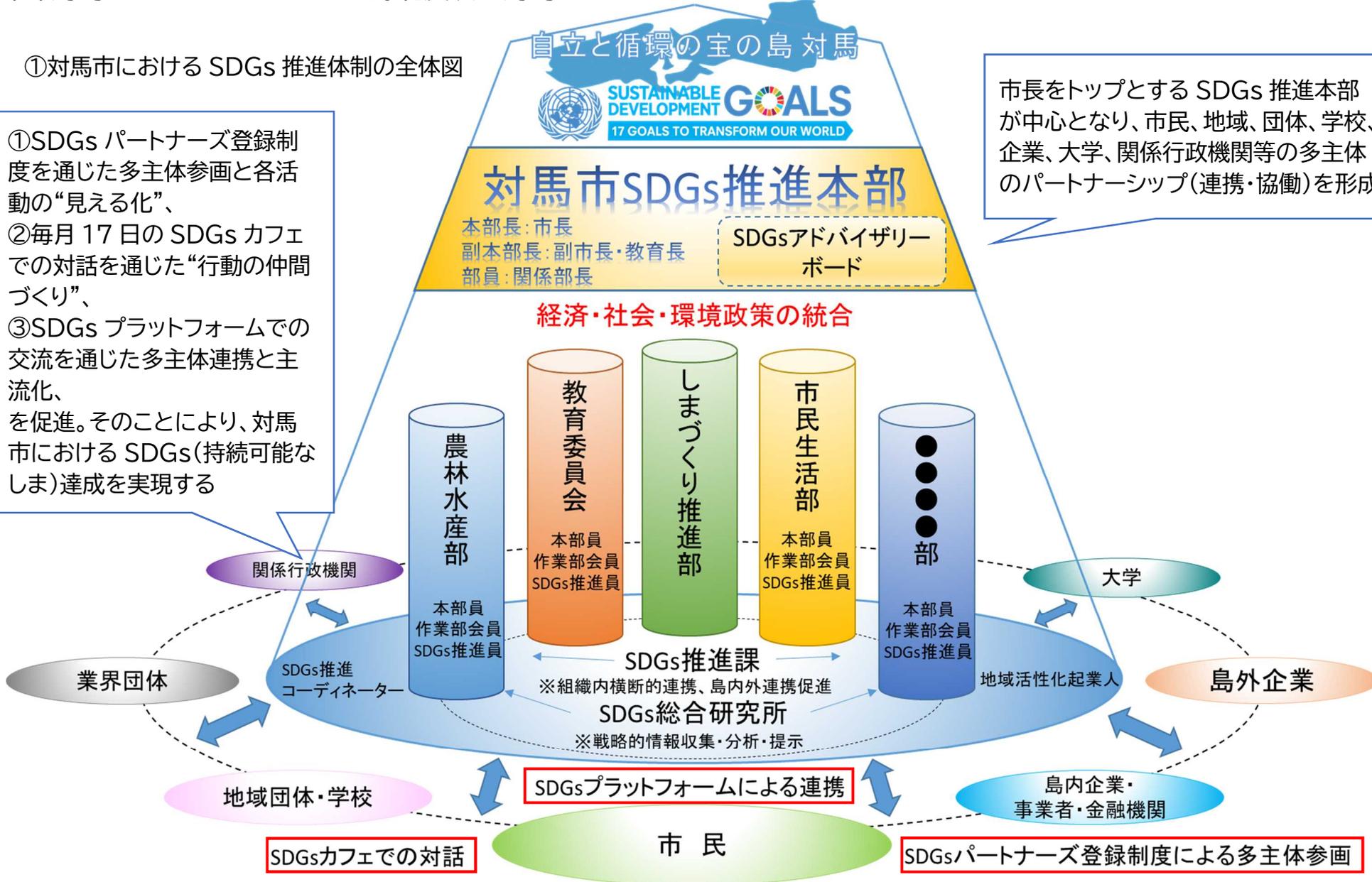
各部局長より1名以上の適任者を選任し、しまづくり推進部長にご報告ください(5/26まで)。依頼文書は改めて発出します。

(3)対馬 SDGs パートナース登録制度及び対馬 SDGs プラットフォームについて

①対馬市における SDGs 推進体制の全体図

- ①SDGs パートナース登録制度を通じた多主体参画と各活動の“見える化”、
 - ②毎月 17 日の SDGs カフェでの対話を通じた“行動の仲間づくり”、
 - ③SDGs プラットフォームでの交流を通じた多主体連携と主流化、
- を促進。そのことにより、対馬市における SDGs(持続可能なしま)達成を実現する

市長をトップとする SDGs 推進本部が中心となり、市民、地域、団体、学校、企業、大学、関係行政機関等の多主体のパートナーシップ(連携・協働)を形成



②パートナーズ登録制度とプラットフォーム



参画・協働

対馬SDGsパートナーズ登録制度

対馬SDGs
パートナー

SDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組み、又は対馬市SDGsアクションプランに沿った活動を宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトに賛同、参画する企業、団体等

対馬SDGs
サポーター

SDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組み、又はアクションプランに沿った活動を宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトを支援・応援する企業、団体等

申込・登録

対馬SDGs宣言！

各部局の関係事業者や団体、個人、そして職員の宣言とパートナーズ登録の呼びかけをお願いします。



対馬市においてSDGsの達成に向けた取組み又は活動目標につながる取組みを実施する、又は実施する意思がある企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利法人、その他団体又は個人事業主、個人等

SDGsの主流化



17 パートナーシップで目標を達成しよう



活動の見える化

SDGsの達成

SDGs 推進に関する連携協定の締結について

連携協定にかかる事業展開において全部局横断的な連携が必要となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 新規締結予定

協定(覚書)名	締結時期	相手先	連携目的	連携事項
対馬市と一般社団法人ブルーオーシャン・イニシアチブとのブルーアイランド・プログラムに関する包括連携協定書	R5.5.8～	一般社団法人ブルーオーシャン・イニシアチブ	双方の資源、ノウハウを有効に活用した包括的な連携により、SDGs、特にゴール14「海の豊かさを守ろう」とゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成に向けた取り組みを通じた「海のいのち」と共生社会を実現する	(1)ブルーアイランド・プログラムに関する事項 (2)海洋プラスチック削減に関する事項 (3)海洋資源保全と海産業活性化に関する事項 (4)海洋と気候変動対策に関する事項 (5)その他両者が協議して必要と認める事項

2.SDGs 推進に関する連携協定締結一覧

協定(覚書)名	締結時期	相手先	連携目的	連携事項
対馬市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	R4.12.14～	日本郵便株式会社 (対馬市内郵便局)	双方の人的・物的資源を有効活用し、市民サービスの向上等を図る	(1)安心・安全な暮らしの実現に関すること (2)地域経済活性化に関すること (3)未来を担う子どもの育成に関すること (4)SDGsの推進に関すること (5)その他、地方創生に関すること
対馬市と株式会社博多大丸とのSDGs推進に関する包括連携協定書	R4.11.12～	(株)博多大丸	双方の資源、ノウハウを有効に活用した包括的な連携により、SDGsの達成に向けた取り組みを通じた「くらしの“あたらしい幸せ”」を創造する	(1)地域社会との共生に関する事項 (2)サーキュラーエコノミー(循環経済)の推進に関する事項 (3)脱炭素社会の実現に関する事項 (4)その他両者が協議して必要と認める事項
「対馬モデル(循環経済モデル)」の研	R4.9.20～	サラヤ(株) 関西再資源ネッ	「国際的な海ごみのホットスポット」に位置し、「ごみゼロアイランド」を目指す対馬市に	(1)対馬モデルの研究開発に関する事項 (2)海洋プラスチックごみ対策をはじめとするSDG

究開発に関する連携協定覚書		トワーク(株) (特非)ゼリ・ジャパン (一社)関西経済同友会	において、5者のリソースを有効利用した連携により、「対馬モデル」(循環経済モデル)を研究開発する。2025年日本国際博覧会の機会にアジア太平洋諸国へモデル提案し、グローバルでのプラスチック問題解決、SDGs及び大阪ブルー・オーシャン・ビジョン達成に貢献する	s推進に関する事項 (3)その他5者が協議して必要と認める事項
シダックス株式会社と対馬市との持続可能なしまづくりに関する連携協定書	R3.6.16～	シダックス株式会社	持続可能なしまづくりに向けた取組について、双方の資源、人材、ノウハウ等を活用することにより、地域社会の持続的な発展に資する	(1)人材の育成、交流に関すること (2)持続可能なしまづくり・地域づくりの取組推進に関すること (3)その他、地域課題の解決や地域の活性化に関すること
長崎県対馬市とアスクル株式会社とのSDGs連携協定書	R3.3.24～	アスクル(株)	双方の資源、ノウハウを有効に活用した共同による活動を推進することにより、相互において、SDGsの達成に向けた取り組みを進める	(1)サーキュラーエコノミー(循環経済)の活性化に関する事項 (2)海洋プラスチックゴミ対策の推進に関する事項 (3)その他両者が協議して必要と認める事項
対馬市とKDDI株式会社とのSDGs推進に関する包括連携協定書	R3.2.16～	KDDI(株)	SDGsの推進に向けて相互に連携し、地域の活性化、課題解決に対して協働して取り組み、双方の資源(IoT及びLTE、5G等のICT技術を含む)を有効に活用することにより、地域社会の持続的な発展に資する	(1)生物多様性保全の推進に関する事項 (2)産業へのICTの導入・活用に関する事項 (3)交流人口、関係人口の拡大に関する事項 (4)人材の育成に関する事項 (5)その他「対馬市SDGs未来都市計画」の達成に向けた取組に関する事項
持続可能なしまづくり(SDGs)に関する包括連携協定書	R3.1.25～	九州電力(株)	双方が、持続可能なしまづくりにおける連携を通じて、SDGs推進に関すること及び地域課題の解決を図る	(1)産業振興に関すること (2)防災に関すること (3)誰もが安心して暮らせる持続可能なしまづくりに関すること (4)前3号に掲げるもののほか、地域課題の解決や地域の活性化に関すること

対馬市SDGs推進本部設置要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) SDGsの推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画及び協働に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(対馬市市民協働(共働)推進本部設置要綱の廃止)</u></p> <p>2 <u>対馬市市民協働(共働)推進本部設置要綱(平成24年対馬市訓令第114号)は、廃止する。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) SDGsの推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画_____に関すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p>

○対馬市SDGs推進員配置要綱

令和4年9月30日

訓令第16号

(趣旨)

第1条 市は、本市における持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組を推進するため、部局横断的な連携及び各部局の関係市民等との協働等の中心的な役割を担う職員として、SDGs推進員(以下「推進員」という。)を配置し、その職務等について必要な事項を定めるものとする。

(推進員の職務)

第2条 推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対馬市SDGsアクションプランのうち、部局横断的連携が必要となる事業推進に関すること。
- (2) 各部局の関係市民、関係団体、関係企業等へのSDGs関連情報の提供及びパートナーシップ形成に関すること。
- (3) 各部局におけるSDGsアクションの推進及び進捗管理に関すること。
- (4) 各部局におけるSDGs関連情報の収集及び職員への周知に関すること。
- (5) その他SDGsの達成に向けて必要と認められる事項に関すること。

(推進員の配置)

第3条 推進員を、別表のとおり配置する。

(推進員の選任)

第4条 別表に掲げる部署の所属長は、推進員を選任し、しまづくり推進部長に報告する。

- 2 推進員は、配置対象部署ごとに主任以上の職にある者1名以上とする。
- 3 委嘱等にかかる任命行為は、特に行わない。

(支援体制)

第5条 しまづくり推進部長は、推進員が第2条に掲げる職務を遂行する上で、各種情報の提供及び研修の開催等の必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第6条 推進員の庶務は、しまづくり推進部SDGs推進課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、対馬市SDGs推進本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(対馬市市民協働推進員設置要綱の廃止)

2 対馬市市民協働推進員設置要綱(平成24年対馬市訓令第17号)は、廃止する。

別表(第3条、第4条関係)

部署
総務部
しまづくり推進部
観光交流商工部
市民生活部
福祉部
保健部
農林水産部
建設部
水道局
中対馬振興部

上対馬振興部
消防本部
教育委員会事務局
議会事務局

○対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱

令和4年9月30日

告示第113号

(目的)

第1条 この告示は、対馬市における持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組を進める企業、団体等を対馬SDGsパートナー又は対馬SDGsサポーターとして登録し、企業、団体等の取組の見える化を進めることにより、対馬市におけるSDGsの主流化と目標達成に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 登録対象は、対馬市においてSDGsの達成に向けた取組又は活動目標につながる取組を実施する、又は実施する意思がある企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利法人、その他団体又は個人事業主若しくは個人等(以下「企業、団体等」という。)とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対馬SDGsパートナー SDGsの達成に向けた取組又は対馬市SDGsアクションプラン(以下「アクションプラン」という。)に沿って活動することを宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトに賛同・参画する企業、団体等
- (2) 対馬SDGsサポーター SDGsの達成に向けた取組又はアクションプランに沿って活動することを宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトを支援・応援する企業、団体等
- (3) 対馬SDGsパートナーズ 対馬SDGsパートナー及び対馬SDGsサポータ

一の総称

(4) 対馬SDGsプラットフォーム 対馬SDGsパートナーズの各々の活動の活性化を図ることを目的とした交流及び連携の場

(取組)

第4条 対馬SDGsパートナーズ(以下「パートナーズ」という。)は、対馬SDGsプラットフォームに参画するとともに、次の取組を行うものとする。

- (1) SDGsの主流化に向けた普及啓発
- (2) SDGsの理念に沿った活動の展開
- (3) その他SDGsの推進に関する活動

(登録要件)

第5条 パートナーズの登録要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) SDGsの達成に向けた取組又はアクションプランに沿って活動することを宣言し、アクションプランに基づくプロジェクトに賛同する意思があること。
- (2) 対馬市においてSDGsの達成に向けた取組を行っている、又は取組む意思があること。
- (3) 対馬市SDGsアクションプランに沿った活動を行っている、又は取組む意思があること。
- (4) 登録後にあっては、他のパートナーズと協働してSDGsの推進及び普及啓発に取り組む意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業、団体等は登録の対象外とする。

- (1) 対馬市暴力団排除条例(平成24年対馬市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。)である者及び同条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員

と密接な関係を有している者

- (2) 対馬市が発注する工事等の契約に係る指名停止の措置要綱(平成16年対馬市告示第58号)第2条第1項の規定による指名停止を受けているもの
- (3) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (4) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (5) 納付すべき税等を滞納しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パートナーズとして適当でないと市長が認めるもの

(登録の申込み等)

第6条 パートナーズに登録しようとする企業、団体等は、対馬SDGsパートナーズ登録(新規・変更・更新)申込書(様式第1号又は様式第2号)(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、パートナーズの登録を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりパートナーズの登録を決定したときは、登録証を添えて登録通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の登録証は、市長が別に定めるものとする。

(活動状況報告)

第7条 対馬SDGsパートナーは、毎年度末までに、対馬SDGsパートナー活動状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 パートナーズは、登録内容に変更(申込者の変更等含む。)が生じたときは、申込書を速やかに提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、パートナーズが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) パートナーズが登録の取消しを求めるとき。
- (2) 虚偽の申請により、登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 解散等の理由により、SDGsに関する活動の継続が困難になったとき。
- (5) 対馬SDGsパートナーが第7条の規定による活動状況の報告を行わなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

2 パートナーズは、前項第1号の規定により登録の取消しを求める場合は、対馬SDGsパートナーズ登録辞退届(様式第5号又は様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、登録の取消しを決定したときは、対馬SDGsパートナーズ登録取消決定通知書(様式第7号)により当該企業、団体等に通知しなければならない。

4 第1項の規定により、パートナーズの登録を取り消された企業、団体等は、登録証を速やかに市長に返還しなければならない。

(登録の有効期限)

第10条 登録の有効期限は、登録の日から2年を経過する当該年度末とする。

(登録の更新)

第11条 パートナーズは、前条の登録の有効期限の到来後も引き続き登録を希望する場合は、申込書を有効期限までに市長に提出するものとする。

(登録の公表)

第12条 市長は、パートナーズの名称、その取組等について、市ホームページ

ジにおける掲載その他の適切な方法により公表するものとする。ただし、パートナーズの下承が得られない場合は、この限りではない。

(事務の所掌)

第13条 この告示に関する事務は、しまづくり推進部SDGs推進課が行うものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第8条、第11条関係）

年 月 日

対馬SDGsパートナーズ登録（新規・変更・更新）申込書
【企業・団体用】

対馬市長 様

所在地
企業・団体名
代表者氏名

対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱（第6条・第8条・第11条）の規定により、次のとおり対馬SDGsパートナーズの登録（新規・変更・更新）を申し込みます。

登録の種類	<input type="checkbox"/> パートナー ・ <input type="checkbox"/> サポーター		
ふりがな			
企業・団体名			
ふりがな			
役職・代表者名	役職	氏名	
所在地	〒		
電話番号		代表メール	
業種・主活動			
担当者 所属・役職・氏名	所属 役職	氏名	
電話番号		担当者メール	
ホームページ URL			
宣誓事項	私は、以下のことを宣誓します。 <input type="checkbox"/> 対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱第5条の登録要件の全てを満たしています。		
対馬市ホームページ における企業・団体 名の公表	<input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない		

※パートナー登録の場合、年度末に活動状況報告書の提出が必要です。

添付書類

- (1) 対馬SDGs宣言書（企業・団体用）（必須）
- (2) 組織案内やパンフレット等の組織概要が分かるもの（任意）
- (3) パートナー登録を希望する場合、企業・団体の事業活動の様子がわかる写真（任意）
- (4) パートナー登録を希望する場合、現在実施しているSDGsに関する取組の内容が分かる資料（任意）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

対馬SDG s 宣言書（企業・団体用）

宣言者名 _____

私たちは、対馬SDG s パートナーズとしてSDG s の達成を目指す取組及び対馬市SDG s アクションプランの実行につながる取組を実施します。

◎SDG s の達成を目指す取組（特に力を入れて取り組む3つのゴール）

SDG s ゴール番号	具体的な取組内容又は予定

◎対馬市SDG s アクションプラン重点アクションの実行につながる取組

重点アクション			具体的な取組内容又は予定
<input type="checkbox"/>	1	地域共生社会	
<input type="checkbox"/>	2	地産地消	
<input type="checkbox"/>	3	持続可能な農林水産業	
<input type="checkbox"/>	4	サステイナブル・ツーリズム	
<input type="checkbox"/>	5	ゼロ・ウェイスト	
<input type="checkbox"/>	6	気候変動対策	
<input type="checkbox"/>	7	域学連携	

※パートナーズとして取り組む重点アクションの番号を☑してください（複数可）

◎対馬市SDG s アクションプラン重点アクションの土台づくりにつながる取組

3つの土台づくり			具体的な取組内容又は予定
<input type="checkbox"/>	1	対馬で生じている問題や取組を都市部や海外に伝え、「正義」を問いつける	
<input type="checkbox"/>	2	SDG s 推進の仕組みづくり（対話と行動支援）・人づくり（学校教育・社会教育支援）	
<input type="checkbox"/>	3	対馬の社会経済の基盤である島しょ生態系・風土・歴史文化・アイデンティティを守る	

※パートナーズとして取り組む土台づくりの番号を☑してください（複数可）

様式第2号（第6条、第8条、第11条関係）

年 月 日

対馬SDGsパートナーズ登録（新規・変更・更新）申込書
【個人用】

対馬市長 様

住所
氏名

対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱（第6条・第8条・第11条）の規定により、次のとおり対馬SDGsパートナーズの登録（新規・変更・更新）を申し込みます。

登録の種類	<input type="checkbox"/> パートナー ・ <input type="checkbox"/> サポーター		
ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話番号		メール	
職業			
宣誓事項	私は、以下のことを宣誓します。 <input type="checkbox"/> 対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱第5条の登録要件の全てを満たしています。		
対馬市ホームページにおける氏名の公表	<input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない		

※パートナー登録の場合、年度末に活動状況報告書の提出が必要です。

添付書類

- (1) 対馬SDGs宣言書（個人用）（必須）
- (2) パートナー登録を希望する場合、現在実施しているSDGsに関する取組の内容が分かる資料（任意）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

対馬SDGs宣言書（個人用）

氏名_____

私は、対馬SDGsパートナーズとしてSDGsの達成を目指す取組及び対馬市SDGsアクションプランの実行につながる取組を実施します。

◎SDGsの達成を目指す取組（特に力を入れて取り組む3つのゴール）

SDGsゴール番号	具体的な取組内容又は予定

◎対馬市SDGsアクションプラン重点アクションの実行につながる取組

重点アクション			具体的な取組内容又は予定
<input type="checkbox"/>	1	地域共生社会	
<input type="checkbox"/>	2	地産地消	
<input type="checkbox"/>	3	持続可能な農林水産業	
<input type="checkbox"/>	4	サステイナブル・ツーリズム	
<input type="checkbox"/>	5	ゼロ・ウェイスト	
<input type="checkbox"/>	6	気候変動対策	
<input type="checkbox"/>	7	域学連携	

※パートナーズとして取り組む重点アクションの番号を☑してください（複数可）

◎対馬市SDGsアクションプラン重点アクションの土台づくりにつながる取組

3つの土台づくり			具体的な取組内容又は予定
<input type="checkbox"/>	1	対馬で生じている問題や取組を都市部や海外に伝え、「正義」を問い続ける	
<input type="checkbox"/>	2	SDGs推進の仕組みづくり（対話と行動支援）・人づくり（学校教育・社会教育支援）	
<input type="checkbox"/>	3	対馬の社会経済の基盤である島しょ生態系・風土・歴史文化・アイデンティティを守る	

※パートナーズとして取り組む土台づくりの番号を☑してください（複数可）

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

対馬SDGsパートナーズ登録通知書

所在地
企業・団体・個人名
代表

対馬市長



を、対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱第6条の規定により
対馬SDGsパートナー・対馬SDGsサポーターとして登録しましたので、登録証を添
えて通知します。

登録年月日 年 月 日

登録有効期限 年 月 日

※パートナー登録の場合、年度末に活動状況報告書の提出が必要です。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

対馬SDGsパートナー活動状況報告書

対馬市長 様

所在地
企業・団体・個人名
代表

年度における対馬SDGsパートナーの活動について、以下のとおり、その状況を報告します。

1. 活動内容及び成果

活動内容	活動成果	今後の取組課題

※活動の様子が分かる資料があれば添付する。

2. 今後の活動予定

--

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

対馬SDGsパートナーズ登録辞退届
【企業・団体用】

対馬市長 様

対馬SDGsパートナーズの登録を辞退したいので、対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

登録の種類	<input type="checkbox"/> パートナー ・ <input type="checkbox"/> サポーター		
ふりがな			
企業・団体等名			
ふりがな			
役職・代表者名	役職	氏名	
所在地	〒		
電話番号		代表メール	
担当者 所属・役職・氏名	所属 役職	氏名	
電話番号		担当者メール	
辞退理由			

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

対馬SDGsパートナーズ登録辞退届
【個人用】

対馬市長 様

対馬SDGsパートナーズの登録を辞退したいので、対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

登録の種類	<input type="checkbox"/> パートナー ・ <input type="checkbox"/> サポーター		
ふりがな			
氏名			
住所	〒		
電話番号		メール	
辞退理由			

様式第7号（第9条関係）

対馬SDGsパートナーズ登録取消決定通知書

所在地

企業・団体・個人名

代表

対馬SDGsパートナーズ登録制度実施要綱第9条の規定により、登録を取り消したの
で通知します。

年 月 日

対馬市長



記

1 登録取消の事由

2 登録取消年月日 年 月 日

○対馬SDGsプラットフォーム設置要綱

令和4年9月30日

告示第114号

(設置)

第1条 この告示は、対馬市における持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向け、対馬SDGsパートナーズ(以下「パートナーズ」という。)の交流や情報交換等を通じて、各々の活動の活性化を図ることを目的に、対馬SDGsプラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対馬SDGsパートナーズ 対馬SDGsパートナー及び対馬SDGsサポーターの総称
- (2) 対馬SDGsプラットフォーム 対馬SDGsパートナーズの各々の活動の活性化を図ることを目的とした交流及び連携の場

(活動内容)

第3条 プラットフォームにおいて、次の活動を行うことができる。

- (1) SDGsに関連する情報共有及び相互啓発に関すること。
- (2) 市及びパートナーズ間の交流及び連携に関すること。
- (3) パートナーズによるSDGsに関連する取組の顕彰に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成に必要な活動に関すること。

(禁止行為)

第4条 プラットフォームにおいて、次の行為を行ってはならない。

- (1) 政治的な主義を推進し、支持し、又はこれに反対するための行為
- (2) 宗教の教義等を広めるための行為

(3) 公序良俗に反する行為

(4) その他、プラットフォーム設置の目的に反する行為

(会員)

第5条 プラットフォームは、市及びパートナーズをもって組織する。

2 パートナーズは、パートナーズに登録されたことをもってプラットフォームへ参画することができる。

(事務局)

第6条 プラットフォームの運営及び事務を処理するため、しまづくり推進部SDGs推進課に事務局を置く。

(損害賠償)

第7条 プラットフォームにおいて行われる全ての活動において生じる一切の損害について、市は責任を負わない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。